

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 福島県教育委員会 〇 福島県教育委員会会議規則の一部を改正する規則 一
- 福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則 一
- 福島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則 二
- 福島県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則 二
- 福島県教育財産管理規則の一部を改正する規則 三
- 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則 三
- 教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則 六
- 福島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令 六
- 職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令 六

### 福島県教育委員会

福島県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

福島県教育委員会

#### 福島県教育委員会規則第二号

福島県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会会議規則（昭和三十一年福島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「委員長」を「教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」に改める。
- 第二条第二項中「のべて」を「述べて」に、「委員長」を「教育長」に改める。
- 第三条中「委員長及び委員長の職務代理者」を「教育長及び教育長の職務を行う者（地

方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第十三条第二項の規定により教育長があらかじめ指名した委員をいう。）に、「が委員長」を「が教育長」に改める。

第四条第三項中「必要がある」を「法第十四条第二項に規定する請求があつた場合その他教育長が必要と認める」に改める。

第六条中「委員長」を「教育長」に改める。

第七条中「教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の助言により委員長」を「教育長」に改める。

第八条中「委員長」を「教育長」に、「図つて」を「諮つて」に改める。

第九条中「委員長」を「教育長」に改める。

第十一条第一項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第二項中「委員長」を「教育長」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第三項及び第四項中「委員長」を「教育長」に改める。

第十三条第二項及び第三項、第十五条並びに第十六条第九号中「委員長」を「教育長」に改める。

第十七条に次の一項を加える。

2 教育長は、前項の規定による承認を受けた会議録を公表するものとする。

#### 附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定（「のべて」を「述べて」に改める部分に限る。）、第八条の改正規定（「図つて」を「諮つて」に改める部分に限る。）及び第十一条第二項の改正規定（「若しくは」を「又は」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、同項に規定する任期中に限り、改正後の福島県教育委員会会議規則第十七条第二項の規定は適用せず、改正前の福島県教育委員会会議規則（以下「改正前の規則」という。）第一条から第四条まで、第六条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十五条及び第十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則第二条第二項中「のべて」とあるのは「述べて」と、第八条中「図つて」とあるのは「諮つて」と、第十一条第二項中「若しくは」とあるのは「又は」とする。

（教育総務課）

福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

福島県教育委員会

#### 福島県教育委員会規則第三号

福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正す

る規則

福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成七年福島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号本文中「又は申出」を削り、同号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第二号中「又は申出」を削る。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定（同条第一号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（教育総務課）

福島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第四号

福島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成十五年福島県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第二条に次の一項を加える。

3 教育長は、第一項の規定により教育長に委任された事務の管理及び執行の状況に關し、教育委員会から報告を求められたときは、速やかに、これに関する報告をしなければならぬ。

第三条第一項中「第二十六条第二項各号」を「第二十五条第二項各号」に改め、「教育委員会委員長が」を削り、「臨時に」の下に「教育委員会を」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した事務の管理及び執行の状況に關し、教育委員会から報告を求められたときは、速やかに、これに関する報告をしなければならぬ。

第四条第二項中「前項」の下に「の規定による報告のほか、第一項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 教育長は、前項の規定により専決した事務の管理及び執行の状況に關し、教育委員会から報告を求められたときは、速やかに、これに関する報告をしなければならない。

附則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、同項に規定する任期中に限り、改正後の福島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第二号第三項、第三号第二項及び第四条第二項の規定は適用せず、改正前の福島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第一条、第三条及び第四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則第一条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十一号。以下「法」という。）第二十六条第一項」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「旧法」という。）第二十六条第一項」と、第三条第一項中「法」とあるのは「旧法」とする。

（教育総務課）

福島県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

福島県教育委員会

福島県教育委員会傍聴規則第五号

福島県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会傍聴規則（平成十七年福島県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条」を「第十六条」に改める。

第三条中「教育委員会委員長（以下「委員長」を「教育委員会教育長（以下「教育長」に改める。

第六条第二号中「はち巻」を「鉢巻」に改め、同条第四号中「えり巻」を「襟巻」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条第七号中「委員長」を「教育長」に改める。

第七条第一号中「委員長」を「教育長」に、同条第二号中「第十三条第六項ただし書」を「第十四条第七項ただし書」に改める。

第八条中「委員長」を「教育長」に改める。

別記様式（裏）中「はち巻」を「鉢巻」と、「これらに」を「これら」に、「えり巻」を「襟巻」に、「これに」を「これらに」に、「委員長」を「教育長」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第六条第二号の改正規定、第六条第四号の改正規定（「委員長」を「教育長」に改める部分を除く。）及び別記様式（裏）の改正規定（「鉢巻」を「襟巻」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、同項に規定する任期中に限り、改正後の福

島県教育委員会傍聴規則第一条、第三条、第六条、第七条、第八条及び別記様式(裏)の規定は適用せず、改正前の福島県教育委員会傍聴規則(以下「改正前の規則」という。)(第一条、第三条、第六条、第七条、第八条及び別記様式(裏)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則第一条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。)(第十五条」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第七十六号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号。以下「旧法」という。)(第十五条」と、第六条第二号中「はち巻」とあるのは「鉢巻」と、同条第四号中「えり巻」とあるのは「襟巻」と、第七条第二号中「法」とあるのは「旧法」と、別記様式(裏)中「ひびき」とあるのは「鉢巻」と、「これら」とあるのは「これら」と、「えり巻」とあるのは「襟巻」と、「これら」とあるのは「これら」とする。

(教育総務課)

福島県教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

福島県教育委員会

**福島県教育委員会規則第六号**

**福島県教育財産管理規則の一部を改正する規則**

福島県教育財産管理規則(昭和三十五年福島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第二号」を「第二十一条第一号」に改める。

附則に次の一項を加える。

3 第五条の規定によりその例によることとされる福島県公有財産規則第三十二条及び第三十九条の規定にかかわらず、教育財産のうち特別の事情があると教育委員会が認めるもの(自動販売機の設置の用に供する場合に限る。)については、平成三十二年三月三十一日までの間は、福島県公有財産規則の一部を改正する規則(平成二十一年福島県規則第九十三号)による改正前の福島県公有財産規則第三十二条の規定の例により使用許可を行うことができる。

**附 則**

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(財務課施設財産室)

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

福島県教育委員会

**福島県教育委員会規則第七号**

**技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則**

(技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部改正)  
**第一条** 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(昭和四十八年福島県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第五條第四項中「により技能労務職員」の下に「(次項に規定する技能労務職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条第五項を次のように改める。  
 5 五十七歳に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する技能労務職員に関する第三項の規定による昇給は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した技能労務職員であつて教育長が定めるものに限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、教育長が別に定める基準に従い決定するものとする。

別表第一を次のように改める。

**別表第一 (第3条関係)**

**技能労務職給料表**

技能労務職員の区分	職務の級	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
再任用	1	127,500	180,100	202,300	251,700	283,400
技能労務職員	2	128,400	181,600	203,700	253,000	285,300
以外の技能労務職員	3	129,400	183,200	205,200	254,300	287,200
	4	130,400	184,700	206,500	255,600	289,100
	5	131,400	186,100	207,900	256,700	291,000
	6	132,400	187,700	209,300	258,100	292,900
	7	133,500	189,100	210,700	259,400	294,600
	8	134,500	190,600	212,200	260,700	296,600
	9	135,300	192,000	213,600	261,900	298,300
	10	136,300	193,200	215,300	263,200	300,200
	11	137,400	194,600	216,900	264,500	301,900
	12	138,500	195,800	218,500	265,800	303,800
	13	139,300	197,100	219,800	266,900	305,400
	14	140,400	198,200	221,300	268,200	307,200
	15	141,400	199,300	222,900	269,300	308,800
	16	142,400	200,400	224,200	270,400	310,300
	17	143,500	201,600	225,400	271,600	312,000
	18	144,800	202,700	226,200	272,800	313,600
	19	146,000	203,700	227,100	273,900	315,400
	20	147,200	204,800	228,100	274,900	317,100
	21	148,400	205,800	229,200	276,000	318,500
	22	149,600	206,900	230,700	277,100	319,900

23	150,900	208,100	232,100	278,200	321,400	61	205,000	249,900	279,900	312,600	361,700
24	152,100	209,100	233,400	279,400	322,900	62	205,900	250,900	281,000	313,300	362,400
25	153,300	210,100	234,900	280,400	324,300	63	206,800	251,800	282,000	314,100	363,100
26	154,900	211,000	236,300	281,500	325,900	64	207,800	252,700	283,200	314,800	363,900
27	156,400	211,800	237,700	282,700	327,400	65	208,500	253,600	284,100	315,300	364,500
28	158,000	212,700	239,000	283,800	328,900	66	209,300	254,500	284,900	315,800	365,000
29	159,400	213,600	240,400	284,800	330,500	67	210,100	255,300	285,800	316,400	365,500
30	160,900	214,900	241,700	286,000	331,700	68	210,900	256,000	286,600	317,000	366,000
31	162,500	216,000	243,200	287,000	333,100	69	211,500	256,800	287,500	317,700	366,400
32	164,000	216,900	244,500	288,000	334,300	70	212,100	257,500	288,300	318,100	
33	165,600	217,600	245,700	288,900	335,500	71	212,500	258,100	289,100	318,600	
34	167,400	219,000	247,100	290,000	336,400	72	213,100	258,600	289,900	319,100	
35	169,300	220,200	248,400	291,100	337,500	73	213,700	258,800	290,700	319,400	
36	171,100	221,400	249,800	292,200	338,600	74	214,400	259,200	291,400	319,900	
37	173,000	222,600	251,200	293,000	339,800	75	215,200	259,700	292,200	320,400	
38	174,700	223,900	252,500	293,900	340,900	76	216,000	260,200	293,100	320,800	
39	176,500	225,200	254,000	294,800	341,900	77	216,300	260,900	293,700	321,000	
40	178,200	226,400	255,400	295,700	343,000	78	217,000	261,300	294,300	321,400	
41	179,900	227,500	256,500	296,700	344,000	79	217,700	261,800	294,800	321,700	
42	181,300	228,700	257,900	297,700	345,000	80	218,500	262,300	295,200	322,000	
43	182,800	230,000	259,200	298,700	346,100	81	219,200	262,600	295,600	322,300	
44	184,200	231,200	260,500	299,600	347,100	82	219,900	262,900	296,000	322,600	
45	185,700	232,300	261,500	300,400	348,000	83	220,600	263,200	296,600	322,900	
46	187,200	233,600	262,600	301,300	349,000	84	221,300	263,500	297,100	323,200	
47	188,600	234,800	263,800	302,200	350,100	85	222,100	263,700	297,500	323,400	
48	190,100	235,900	265,100	303,100	351,100	86	222,800	264,000	298,100	323,800	
49	191,400	237,100	266,300	303,900	352,000	87	223,500	264,400	298,700	324,100	
50	192,600	238,300	267,500	304,600	352,900	88	224,200	264,700	299,300	324,300	
51	193,800	239,600	268,800	305,300	353,900	89	224,700	264,900	299,600	324,500	
52	195,000	240,800	269,800	306,100	354,700	90	225,400	265,100	300,200	324,900	
53	196,100	241,900	270,900	306,700	355,500	91	226,000	265,500	300,700	325,200	
54	197,300	242,900	272,100	307,600	356,300	92	226,600	265,700	301,100	325,500	
55	198,400	243,900	273,300	308,300	357,200	93	227,000	266,000	301,500	325,700	
56	199,500	244,900	274,500	309,000	357,900	94	227,500	266,400	302,000	326,000	
57	200,700	245,900	275,600	309,700	358,600	95	228,000	266,700	302,500	326,300	
58	201,700	247,000	276,600	310,400	359,400	96	228,500	267,000	303,000	326,500	
59	202,800	248,000	277,700	311,300	360,300	97	229,200	267,200	303,300	326,700	
60	203,800	248,900	278,800	312,000	361,000	98	229,700	267,500	303,800	327,000	
						99	230,200	267,700	304,300	327,300	

100	230,700	268,100	304,800	327,500	
101	231,300	268,400	305,200	327,700	
102	231,800	268,600	305,600		
103	232,500	268,900	305,900		
104	233,100	269,200	306,200		
105	233,500	269,400	306,500		
106	234,000	269,600	307,000		
107	234,500	269,900	307,400		
108	234,900	270,100	307,800		
109	235,100	270,400	308,100		
110	235,500	270,700	308,500		
111	236,100	271,000	308,900		
112	236,600	271,200	309,200		
113	237,000	271,500	309,400		
114	237,500	271,800	309,700		
115	238,000	272,000	310,000		
116	238,500	272,200	310,200		
117	238,800	272,500	310,400		
118	239,200	272,800	310,800		
119	239,700	273,100	311,100		
120	240,100	273,400	311,300		
121	240,500	273,500	311,500		
122		273,800	311,800		
123		274,100	312,100		
124		274,400	312,300		
125		274,500	312,500		
126		274,800	312,800		
127		275,200	313,100		
128		275,500	313,300		
129		275,600	313,500		
130		275,900	313,800		
131		276,200	314,200		
132		276,500	314,400		
133		276,600	314,600		
134		276,900			
135		277,200			
136		277,500			
137		277,600			

再任用 技能労 務職員	196,800	208,300	227,300	248,700	280,300
-------------------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第四78の項中「41」を「42」に改め、同表79の項中「42」を「43」に改め、同表80の項中「42」を「44」に改め、同表81の項及び82の項中「43」を「45」に改め、同表83の項中「44」を「46」に改め、同表84の項中「44」を「46」に、「38」を「37」に改め、同表85の項及び86の項中「45」を「47」に、「38」を「37」に改め、同表87の項及び88の項中「46」を「48」に改め、同表89の項中「47」を「49」に改め、同表90の項中「47」を「49」に、「39」を「38」に改め、同表91の項及び92の項中「48」を「50」に、「39」を「38」に改め、同表93の項及び94の項中「49」を「51」に改め、同表95の項中「50」を「52」に改め、同表96の項中「50」を「52」に、「40」を「39」に改め、同表97の項及び98の項中「51」を「53」に、「40」を「39」に改め、同表99の項及び100の項中「52」を「54」に改め、同表101の項及び102の項中「53」を「55」に改め、同表103の項中「53」を「56」に改め、同表104の項中「54」を「56」に改め、同表105の項から107の項までの規定中「54」を「57」に改め、同表108の項から110の項までの規定中「55」を「58」に改め、同表111の項中「55」を「59」に改め、同表112の項及び113の項中「56」を「59」に改め、同表114の項及び115の項中「56」を「60」に改め、同表116の項中「57」を「60」に改め、同表117の項及び118の項中「57」を「61」に改め、同表119の項及び120の項中「58」を「62」に改め、同表121の項中「59」を「63」に改め、同表125の項から133の項までの規定中「77」を「76」に改める。  
(技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

**第二条** 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十五年福島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十八年三月三十一日における差額相当額」を「切替日の前日において受けていた給料月額と平成二十七年三月三十一日において受けていた給料月額（平成二十八年三月三十一日において受けていた給料月額が平成二十七年三月三十一日において受けていた給料月額を超える場合）に相当する額」に改める。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（第五条第四項及び第五項の改正規定に限る。）は、平成二十八年一月一日から施行する。

2 平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した技能労務職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き技能労務職給料表の適用を受ける技能労務職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(同日においてその者が受けていた給料月額について、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年福島県教育委員会規則第九号)附則第五項の規定により支給される給料を受けるもの及び技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則(平成二十五年福島県教育委員会規則第九号)附則第四項の規定により支給される給料を受けるものを除く。)には、平成三十三年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 切替日以降に新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される技能労務職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能労務職員には、前項の規定に準じて、給料を支給する。

(職員課)

教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第八号

教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則

教科用図書選定審議会規則(昭和三十九年福島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条」を「第十条」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(義務教育課)

福島県教育委員会訓令第二号

教 育 庁

教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関

福島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十四日

福島県教育委員会

福島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会公印規程(昭和三十六年福島県教育委員会訓令第四号)の一部を次のように改正する。

「福島県教育委員会」

委員長印

「文書用」

2

方二五

古印 教育総務課長

第二条第 号の表中

福島県教育委員会	「横書き」	2の2	古印	教育総務
委員長印	「文書用」	方二五	体	課長
福島県教育委員会	「縦書き」	3	古印	教育総務
教育長印	「文書用」	方二五	体	課長

「福島県教育委員会」  
教育長印  
「文書用」 2 方二五 古印 教育総務  
に改め、同表中「3の2」を「2の2」に、「3の3」を「2の3」に、「3の4」を「2の4」に、「3の5」を「2の5」に、「3の6」を「3」に改める。

附則

1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、同項に規定する任期中に限り、改正前の福島県教育委員会公印規程第二条第 号の表福島県教育委員会委員長印(縦書き文書用)の項及び福島県教育委員会委員長印(横書き文書用)の項の規定は、なおその効力を有する。

(教育総務課)

福島県教育委員会訓令第三号

教 育 庁

教育委員会の所管に属する教育機関

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十四日

福島県教育委員会

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員の給料の特別調整額に関する規程(昭和三十六年福島県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

別表中「富岡高等学校長」の下に、「ふたば未来学園高等学校長」を加え、「県立特別支援学校校長(三種の区分の特別調整額を受ける職員の職にある者を除く。)」を「県立特別支援学校校長(三種の区分の特別調整額を受ける職員の職にある者を除く。)」に立高等学校副校長

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(職員課)